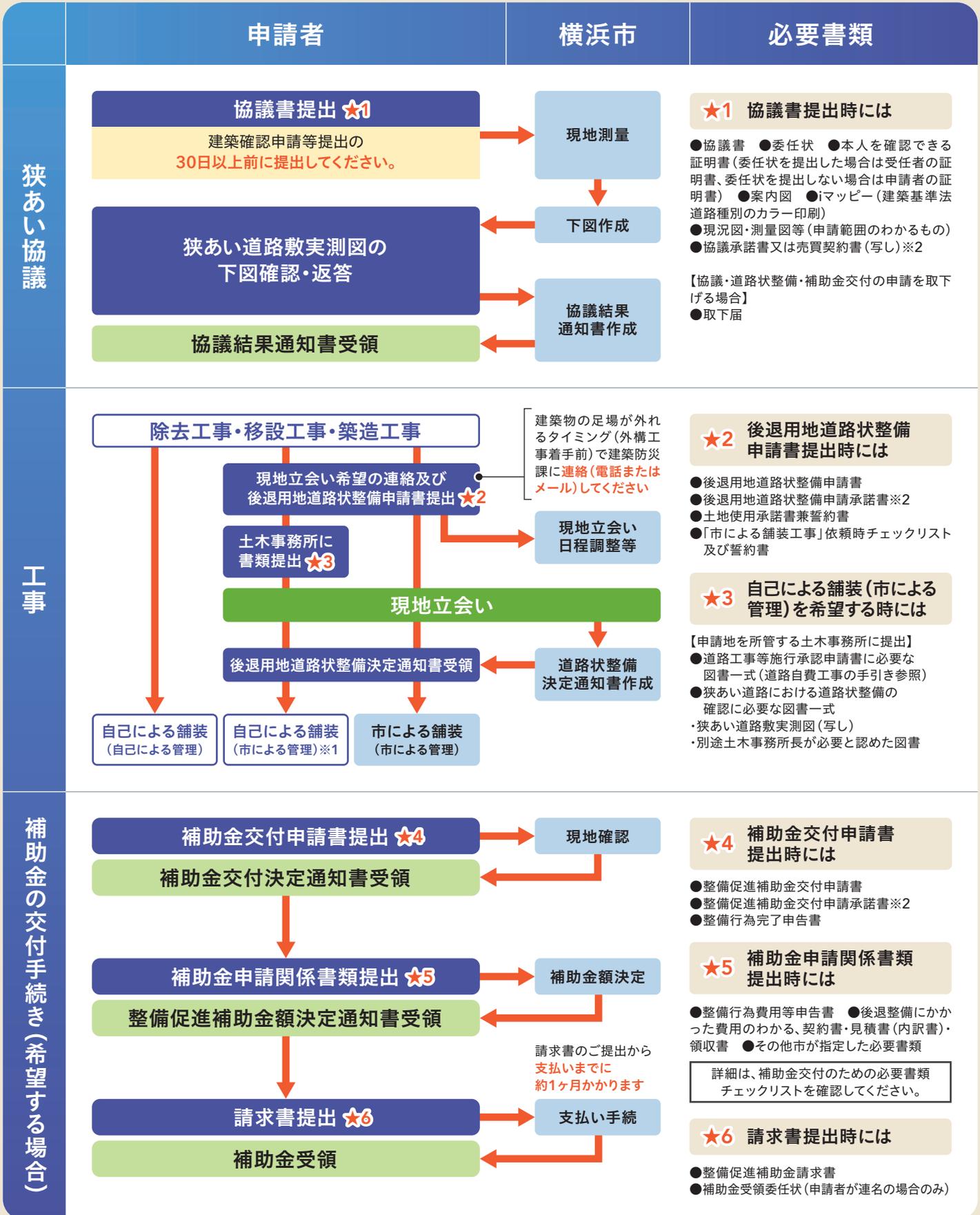


狭あい協議から 補助金受領の流れ

★ 必要書類があります □ 手続き以外で申請者が行う事項

※後退用地等を公共用道路として固定資産税等を非課税扱いとする申請ができる場合がありますので、詳しくは各区役所の税務課にお問い合わせください。※1:別途、道路工事等施行承認の手続きが必要です。※2:申請者と土地所有者が異なる場合のみ提出してください。



横浜市建築局企画部建築防災課(狭あい道路担当)